

平成30年度第2回消費生活審議会会議録

開催日時：平成31年1月17日（木）午前10時～11時50分
開催場所：本庁舎2階第3委員会室
出席委員：渡辺達徳会長、加藤房子委員、鎌田健司委員、佐藤郷美委員
佐藤広行委員、高橋玲子委員、高橋玲子委員、高山真里子委員
中島絢委員
市民局：斎藤市民局長、新妻生活安全安心部長、櫻井消費生活センター所長
藤田消費生活係長、植木相談啓発係長、熊田主査、錦戸主任、坂井主事

議題（1）会議及び会議録の公開の取扱いについて

(渡辺会長) それでは、議題(1)「会議及び会議録の公開の取扱いについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

(センター) 会議の公開につきましては、仙台市附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱の規定によりまして、公開・非公開を審議会で決定することになります。また、仙台市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を扱う場合、その他非公開とすることに相当の理由がある場合のみ非公開となります。ですが、本日は、それには該当しませんので、原則公開となります。なお、会議終了後に会議録を作成いたしまして、市政情報センター及びホームページにおいて閲覧に供しますことを申し添えます。

(渡辺会長) それでは、本日の審議会は公開とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、本日の審議会は公開といたします。

議題（2）会議録署名委員について

(渡辺会長) 続きまして、議題(2)「会議録署名委員について」、センターよりご説明をお願いします。

(センター) 会議録の署名につきましては、会議録署名委員制度等を採用することとなっております。会長のほか本日ご出席の委員の皆様の中から会議録署名委員1名を決めていただくものでございます。

(渡辺会長) では、本日の出席委員の中から署名委員を決めるということです。名簿順とすることになっておりました。前回は加藤委員にお願いしておりましたので、本日は鎌田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
それでは鎌田委員にお願いします。

議題（3）「持続可能な開発目標（SDGs）の推進と消費者行政について」

(渡辺会長) それでは、議題（3）「持続可能な開発目標（SDGs）の推進と消費者行政について」を事務局よりご説明お願いいたします。

(センター) 持続可能な開発目標SDGsについては、様々な分野で話題になっており

ますので、既にお聞き及びの方も多いと思います。今回はそのSDGsの概要とともに消費者行政との関わりについてお話しさせて頂きます。SDGsの概要を資料1-1に、消費者庁の取り組み状況を資料1-2に、当消費生活センターの取り組み状況を資料1-3にそれぞれ取り纏めております。初めに、お手元の資料1-1をご覧ください。「1.持続可能な開発目標とは」に記載のとおり、SDGsは2015年の国連サミットで採択され、誰一人取り残されることのない社会の実現を目指す2030年度までの計画であり、発展途上国のみならず先進国も取り組まなければならない国際目標でございます。包括的な17の目標、ゴールを掲げ、その下に更に細分化された169のターゲットと呼ばれるより具体的な目標が設定されており、NPO・NGOや民間企業、地方自治体、消費者等あらゆる利害関係者、ステークホルダーの役割と参画を重視したものとなっております。SDGsの17の具体的目標は、カラフルなアイコンとともに2に記載されているとおりでございます。経済・社会・環境をめぐる広範な諸課題に対し統合的に目標が設定されていることがわかります。続いて、日本における取り組みについて、裏面の3、4をご覧ください。国におきましては、2016年5月に総理を本部長とするSDGs推進本部を設置し、SDGsを実施するための指針であります実施指針やアクションプランを決定し取り組みを進めている状況にございます。実施指針におきましては、ビジョンとそのビジョンの達成に向けた取り組みの柱として8つの優先課題を掲げております。この優先課題は、SDGsの目標とターゲットのうち日本として特に注力すべきものとして日本の文脈に即して再構成したものとなっております。なお、<8つの優先課題>の表中の「具体的施策の例」の欄の「消費者基本計画の推進」や「食品ロスの削減」などの消費者行政との関わりが深いとされている事項につきましては、太字にて示させていただきました。つづきまして、資料1-2をご覧ください。こちらの資料は「SDGsの推進と消費者政策」として、消費者庁が公開しているものであり、消費者基本計画に基づいた様々な施策に関連するSDGsが示されております。多様なSDGsが関連していることが分かります。また、消費者庁の作成したものなどを参考にしながら当消費生活センターの施策との関わりを示したものが資料1-3です。仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画の5つの重要課題毎に関連するSDGsを示しております。例として、重要課題I「消費生活の安全・安心の確保」における食品や生活用品の適正な表示、適正な計量を確保するための調査・指導と共に事故未然防止・拡大防止のための注意喚起につきましては、SDGsが掲げる17の目標における「3.すべての人に健康と福祉を」「12.つくる責任つかう責任」に関連するものと考えております。食品表示調査指導・生活用品等表示調査による適正な表示の推進を通じた健康被害の未然防止・安全な商品選択の推進を図ること、及び事業者指導・要請を通じた持続可能な生産と消費への理解を促進することでSDGsの達成に繋がるものと考えております。

主に関連するSDGsをお示ししたところですが、SDGsに掲げられた17の目標は、どれも他の目標と複雑に絡み合い、繋がっております。別々の課題として捉えるのではなく、統合的に解決することが求められています。SDGsは世界中の人々が主役となって取り組まなければならない目標であり、消費者市民社会の考えとも合致するものです。2021年からの次期消費生活基本計画において、踏まえるべき理念とも考えられることから、今回のご報告とさせて頂きました。

- (渡辺会長) ありがとうございました。ただいま、事務局より資料1-1、1-2、1-3を使ってご説明をいただきました。それでは、今のご説明に対してご質問、ご提言等があればお願ひいたします。
- (加藤委員) 国の指針にある8つの優先課題に対し、消費生活センターの施策とSDGsの関連性をご説明いただきましたが、仙台市全体としてSDGsに対する施策はあるのでしょうか。
- (センター) 把握している限りでは仙台市全体としてSDGsに関連するものは策定されておりません。しかしながら、消費生活センターとしてご説明した消費者行政と同様に、環境局においても施策とSDGsとの関連を示しておりますので、一部分野ごとに関連を示したものを作成しているのが現状と認識しております。
- (加藤委員) SDGsの17項目の中には、消費生活基本計画の中だけでは進まないことがたくさん存在しています。例えば、食品ロスの観点から述べると日本は大量消費、大量残渣があるため、食育関係の担当部署にはSDGsの取り組みを位置づけていただきたいです。また、地球規模でマイクロプラスチックの問題が環境汚染になっているので、環境関係の部署にもつくってもらいたいです。男女共同参画の部門においては、働き方についてSDGsを取り上げていただきたいです。仙台市の横断的な会議があると思うので、そういう場において話し合って頂き、各部署で取り組んでいただきたいと思います。
- (渡辺会長) 消費生活基本計画においては資料1-3に示されている通りであり、加えて仙台市においては部門毎でSDGsに関する検討を始めているところだというお答えでした。それを踏まえて加藤委員から分野ごとに検討していくことであれば食品ロス関係やマイクロプラスチックを中心とした環境の問題、また男女共同参画など、ご担当の部署に更なるSDGsに関する取り組みを進めていただきたく、消費生活センターにも加わって横断的な検討を進めていただきたいというご要望でしたがいかがでしょうか。
- (センター) お話をありました食品ロス関係に対するご要望について食育担当部署等に、申し伝えたいと思います。
- (渡辺会長) 他にご質問、ご提言等ありますでしょうか。なければ、次の議題に進めさせていただきます。

議題（4）「架空請求対策について」

- (渡辺会長) 事務局から説明をお願いします。

(センター) 本市も含めて、架空請求に関する相談が大変多くなっております。全国的にも平成29年度は前年度比で2倍以上の約20万件、既払額が13億円に達している現状を受け、国におきましては架空請求による消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、関係省庁等が一体となって対策等を講じる「架空請求対策パッケージ」を決定したところでございます。国から示された「架空請求対策パッケージ」について簡単にご説明させていただくとともに、本市における架空請求に関する消費生活相談の状況及び取り組みについてあわせてご説明いたします。資料2-1、表面の〔概要〕①をご覧ください。左側に、被害発生までの流れが示されております。架空請求による消費者被害は、典型的に3つのプロセスを経て発生しております。第一段階が図中の(1)のハガキやメールによる消費者への接触の段階、次に(2)の消費者による架空請求事業者への連絡の段階、最後に(3)消費者による金銭の支払いとなり被害が発生することとなります。ハガキによる架空請求の実例が掲載されておりますが、吹き出しにも記載のあるとおり、公的機関に類似した名称を使い消費者の不安を煽るなどして、金銭の支払いを迫るものとなっております。架空請求対策は、このプロセス毎に関係省庁が一体となって行うものとなっており、具体的には、概要②の(1)から(3)がそれぞれ対応するとともに、(4)の警察による取締りの推進、(5)の個人情報保護の推進の取り組みもあわせて進めていくというものでございます。このうち特に、消費生活センターが関係するものとしては、「(1) 架空請求事業者から消費者への接触防止」の上から二つ目の○に記載されている、消費者庁が架空請求に利用された電話番号に電話をかける取り組みがあります。当センターにおきましても、受け付けた架空請求相談のうち、電話番号を確認できるハガキ等の持参があった際には、その都度、消費者庁あてにハガキの写し等を添えて情報提供を行っているところであります。このほか、消費者安全確保地域協議会、本市の場合は、消費者の安全を守る連絡協議会の名称ですが、この協議会を通じた消費者庁作成啓発チラシの配布や、消費者ホットラインである188の周知にも努めているところでございます。続いて、仙台市における架空請求の状況についてでございます。資料2-2をご覧ください。本市における架空請求に関する相談件数につきましても、全国傾向と同じく平成29年度は前年度よりほぼ倍増、今年度は図2にあるとおり4・5月に急増した結果、11月末で前年度並みとなる1,200件弱の状況でございます。また、宮城県警察による仙台市内管轄署での架空請求に関する認知件数及び被害金額につきましては、被害金額を図5に記載しておりますが、ご覧のとおり、過去3年間は減少傾向となっております。その一方で、認知件数は図3のとおり、平成26年以降を高い数値で上下して推移している状況にございます。つきまして、本市における架空請求対策への取り組みについてご説明させていただきます。資料裏面をご覧ください。本市の消費生活基本計画では、主に「重要課題Ⅲ 消費者被害の防止及び救済」の中の施策と、「重要課題

IV 高齢者等特に支援を要する消費者への対応」の中の施策で、架空請求対策に取り組んでいるところです。具体的な取り組みとしましては、まず(1)消費生活相談における未然防止です。基本的なことではありますが、消費生活相談員による適切な助言が被害を防いでおります。ご相談があつた場合の助言としては、記載されている問い合わせ電話番号に連絡をすると個人情報を知られて執拗な請求を受けることになるので決して連絡しないように、という風にお伝えしております。万が一、連絡してしまった場合は以後無視する、相手方からの連絡には着信拒否をするなどとお伝えしております。また、(2) 啓発・注意喚起に関しては①防犯出前講座や消費出前講座として、町内会等の地域団体や事業者等に対し出前式の講座を実施し、最新の手口を紹介することなどにより、特殊詐欺被害の未然防止に取り組んでおります。その他にも、広報啓発用チラシ・ポスターの作成・配布やタウン誌への記事掲載など各種媒体により、様々な機会を捉えて啓発に尽力しております。また、今年度はさらに市営バス内への広告掲出など交通機関を利用した啓発の強化を行う予定です。また、「(3) 関係機関との連携」といたしまして、さきほどご説明した架空請求対策パッケージの中で、消費生活センターが求められている消費者庁への情報提供を行つており、11月までに26件報告いたしました。消費者庁からのお話では、架電による警告後においては、高い割合でその電話番号は使用されなくなるということです。その他、相談を受ける中で、実際に支払ってしまった方、被害に遭われた方を把握した場合については、警察の窓口をご案内しております。また、②各団体との情報共有と致しまして、宮城県警察による「特殊詐欺被害防止対策会議」へ参加し架空請求等に関する情報を収集し、さらには、宮城県警察より出される「特殊詐欺注意報の発令について」の府内周知に努めることで被害の未然防止、及び各団体との連携の強化に努めております。消費生活センターにおける取り組みといたしましては、国のパッケージでいうところの(2) 消費者から架空請求事業者への連絡防止にあたるところが大部分を占めますけれども、センターのみならず、他の関係機関と連携いたしまして被害の未然防止、拡大防止に尽力してまいりたいと思います。私からの説明は以上でございます。

- (渡辺会長) ありがとうございました。ただいま、事務局より資料2-1、2-2を使ってご説明がありました。ただいまのご説明に対してご質問、ご提言等があればお願ひいたします。
- (加藤委員) 質問です。資料2-2本市における架空請求の状況についてですが、架空請求の中でもハガキが多かったと感じたのですが、仙台市や宮城県警察において特にどういった架空請求詐欺が多かったのかなどの内訳はわからないのかということが1点目です。2点目が、資料2-2、図3、図5で宮城県警察における認知件数は増えているが被害金額が減っているというのは、どういう理由か分かれば教えていただきたいです。
- (渡辺会長) ありがとうございます。質問2つですが事務局からどうでしょうか。
- (センター) 架空請求の区分とは、はがきとメールの区分ということでよろしいでしょ

うか。

(加藤委員) はい。

(センター) ハガキとメールなどの内訳は把握していないのですが、資料2-2図2の消費生活センターにおける平成30年度月別推移の4、5月については約700件ございまして、ほとんどがハガキでした。今年はハガキが多かったです。2点目については、架空請求ハガキについては以前から宮城県警察でも各種被害対策を講じており、防犯協会におきましてもコンビニエンスストア等に啓発用ツールをお配りして対策を講じていることなど様々な対策を行っていると伺っておりますので、こういった対策が功を奏して被害金額が下がっていると考えておりますが、認知件数と被害金額の開きの具体的な原因については聞いておりません。

(渡辺会長) 2点目の質問に関しましては、どなたか委員の方から、こういったことがあるのではないか、などありますでしょうか。

(センター) 補足です。はがきが多くなったということですが、前年は電子メールでの請求が多く相手方の様子を見ながら詐欺の手口を変えていると考えます。ですので、電子メールへの対策はかなり講じられた結果として、ハガキに手口がシフトしていったのではないかと思っております。

(高橋委員) ネットとうほくの高橋です。平成18年ぐらいの通信網が発展しておらずスマホもない時代には、架空請求は全てハガキでした。非常に多く、それが携帯の普及により通信関係での架空請求が増えました。それがどうも今年去年あたりからハガキに戻ってきております。新たな手口と捉えがちですが、以前からハガキによる架空請求はございました。ただし内容的には、「裁判をする」や、「すぐ連絡を」など文書内容的には巧妙になっており消費者としても早く連絡しなければ感じると思います。仙台市で講じられている対策の中で、資料2-2裏面に消費生活相談における未然防止等があげられています。相談が入ったときには、相談員さんが丁寧に対応し、架空請求詐欺であると伝え、また、センターのことを知つてもらうことができていいことだと思います。しかし、センターのことを知らない、どこに相談していいのか誰に相談していいのか分からぬという方に対して対策をしないと、なかなかこの問題は減っていかないのではないかと思います。そのあたりの取り組みも引き続きお願い致します。私たち、ネットとうほくに仙台市の消費者の安全を守る連絡協議会のネットワーク通信ということで架空請求のメールやハガキに注意という文書を頂戴しています。このようなものを各団体にも配布してPRしていただければより効果的と思いましたので紹介させて頂きました。

(渡辺会長) ありがとうございます。前半が追加の情報提供で、再度ハガキに戻ったのではないかということで、後半はお願ひということでした。

(センター) センターにおいても今後とも周知に努めていきたいと思っております。

(渡辺会長) 相談件数は増えているが被害金額は下がっているということでセンターの抑止効果が出ているのだと思いますので今後、効果的に進めていけるよう

にとのご要望だったと思います。他に質問等はございませんでしょうか。

(加藤委員) 資料2-1にあるようなハガキについてですが、本当にこのような文書の内容はハガキにて届くものなのでしょうか。それと、電話やメールなどで簡単にこのような内容が行政から来ることがあるのでしょうか。もし、ありえないということであれば、まず、そういう情報を皆さんに周知徹底する必要があると思います。ハガキをもらった人が本当のことだと思って電話するので、そもそもこういったのがあるか教えていただきたいです。

(渡辺会長) 事務局からいかがでしょうか。

(センター) 資料2-1の方に法務省管轄支局日本民事訴訟管理センターから訴訟最終告知なるものが送られてきておりますが、裁判においてこういったものが送られてくることはないです。

(加藤委員) 誰でも見られるようなハガキで行政からくることはないのでしょうか。

(渡辺会長) 鎌田委員いかがでしょうか。

(鎌田委員) 裁判の場合、訴状というものを裁判所に出すのですが裁判所から封書にて書留郵便で送ることになっていて、相手に書類が送達されたかどうかというのが民事訴訟法上大変重要になっています。これが確認できないと裁判を進められなく、本当に届いたか分からない状態で相手方不在にて欠席判決を出すというのは手続上非常にまずいものですから、送達を重視しています。書留ですので、不在の場合はポストに入れられるのではなく、郵便局に取りに来てくださいとなっていますので、逆に言えば、取りにいかないと裁判において原告が困るということになりますが、それほど送達というのを重視しています。こういった書留でない形で送られてくるということはないですし、ましてやこのように誰が何をしたとか個人情報が多く記載してあるものを記載してハガキで送るというのはありえなく、中身が見えないように送るものです。もう一つ言えば、法務省から裁判に係る通知が送られることはなく、裁判所から送られるので、そういう意味では、日頃裁判に携わっている法律家からみると、簡単に分かるのですが、加藤委員が話していたように素人の方では分かりづらいと考えますので、こういった情報を我々からも発信していかなければいけないと感じております。追加でもう一つ情報提供なのですが、すぐに始まるわけではないですが、裁判のIT化が議論されております。裁判所はやりたがっていることですが、要するに書類を裁判所に出すのではなく、ネット上のやりとりでやろうということで、韓国などではかなり普及しており、日本でも今後導入しようということになっております。弁護士会として気にしているのは、このような架空請求の温床になるのではないかということであり、間違いなく「あなたに対して裁判が起こされました。現在IT化によりこういった形でメールにて発信しております。つきましては~。」と資料に記載されているような文で、すぐ連絡しないと大変なことになります、とするような内容が送られると考えており、弁護士会としてはかなり慎重な意見をもっております。ただ、IT化自体を止めることは難しいですし、裁判所もさ

つき述べた送達に関してはかなり厳重に管理しないといけないと考えておりますので、おそらく最初の訴状を送り届けるところはメールではやらないだろうと考えております。最初は書類で送り、そこからお互い弁護士がついた後にITで行うということはあり得ると思います。ですので、実際問題大丈夫だとは思いますが、悪い人たちはIT化という言葉を利用して、IT化だからメールで送っています、として必ず今後流行すると思いますので情報提供として話させていただきました。

(加藤委員) 要望なのですが、架空請求のハガキに対し、このようなには要注意というは大事だと思いますが、このようなのはありえないとはっきり言ってもらつたほうが、消費者はこれが嘘なのだと明確に分かることと思うので、行政からこういったのは封書でしか来ないとか、鎌田弁護士が言っていた書留でしか来ないなどのように、行政ではこういったことはやっていないといち早く伝えたほうが消費者としては安心かなと思いますので、注意喚起も含め、情報の早い収集と正しい情報の発信を早く行ってほしいです。

(センター) 賜りました。

(渡辺会長) 他にご質問ございますか。ないようでしたら、この議題について終了致しまして次の議題にうつります。

議題（5）成年年齢引下げに伴う若年者への消費者教育について

(消費者教育推進地域協議会)

(渡辺会長) それでは、本日のテーマ及びご出席の方のご紹介を事務局よりお願ひします。

(センター) 前回7月の審議会では、平成30年3月に変更された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の当面の重点事項として掲げられた3点の中から「高度情報ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進」をテーマに情報交換したところですが、今回は同じく当面の重点事項の中から「若年者への消費者教育」をテーマとさせていただきました。2022年4月からの民法の成年年齢引下げが決定されたこともあり、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための消費者教育が求められております。本日は、消費者庁消費者教育・地方協力課 消費者教育推進室政策企画専門職の久保 美奈海 様をお招きいたしました。久保様からは、若年者への消費者教育についての国の動向、消費者庁等における対策等につきましてお話を頂戴いたします。また、久保様のお話の後に、本市における若年者向け消費者教育の現状についてもご報告させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

(渡辺会長) それでは、久保様より情報提供をいただき、事務局より仙台市における状況についてのご報告も頂いた上で、委員の皆様よりご意見や、関連した情報提供、ご提言をいただきたいと思います。それでは、久保様どうぞよろしくお願ひ致します。

(消費者庁久保様) 消費者庁から参りました、消費者教育・地方協力課で消費者教育を担当し

ております久保と申します。本日はよろしくお願ひ致します。成年年齢引下げに伴う若年者への消費者教育について、報道などかなりされていますが、その経緯と、消費者庁含め国としての今後の方針や考えていることについてのご説明をご依頼いただきました。こういう場でお話しさせて頂く機会というのは最近増えてきてはいますけれども、とても貴重なものと思っております。今回、消費者教育推進地域協議会を担われている皆様の前でのお話ということで、既に皆様とてもよくご存じの点もあると思うのですけれども、消費者庁が必ずしも消費者教育や消費者行政に対し明るくない方々に必要性をお話しする際に、こういった話をしているのだなとお聞きいただければ幸いです。基本的には資料3-1を中心にお話しさせていただきます。民法改正による成年年齢の引下げということで、そもそも消費者教育が大事ということの前に、民法の成年年齢が引き下げられると何が起こるか、というところから話が始まります。昨年6月ですが、法務省が提出した民法の改正法案が国会で可決され成立致しました。成年年齢が変わったという話になるときに、必ず最初に反応を受けるのがお酒を飲める年齢が変わるのが、といったことなのですけれども、もちろんそういった訳ではなく、民法の成年年齢が変わるということですので、一人で有効な契約ができる年齢が変わる、つまり、今は保護者の同意を得ていない有効に成立した契約であっても、未成年であれば事後的に取り消すことができるのですが、その取消しがこれまで20歳になるまでできたところ、それが18歳まで、ということになるということになっております。ではいつからか、ということで次のページですが、民法の一部を改正した法律が施行されるのが2022年4月1日でございます。これだけ申しますと、誰にどんな影響ができるのかなかなか伝わりづらいのですけれども、我々が説明するときには、2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれ、現在中学3年生と高校1年生の方々は2022年4月1日がくると自動的に成年になります。誕生日が何日かに関わらず、既に18歳19歳になっているお子さんですのでここで成年になります。その下の学年、現在中学2年生については、これまで20歳で成年になると思って暮らしてきた訳ですが、2022年4月1日以降誕生日を迎える毎に成年になっていくということでございます。4ページについてですが、これは法務省の説明資料をお借りしておりますので、法務省が国会などで説明をしてきた成年年齢を引下げる理由です。先ほど取消権が失われるという言い方をしましたけれども、成年年齢が引下げられるということのそもそもの理由は参政権が18歳に引下がっているということで、社会で責任を持って判断して行動する権利を統一するべきであろうということや、若者の自己決定権を尊重するということなどプラスの方向性でもちろん意義があるとしてご説明しておりますし、そういうポリシーで進めてきました。次のページですが、ここから成年年齢引下げに対応した消費者政策としてお話しさせて頂きます。国会などで成年年齢を引下げると消費者被害が拡大するのではないかとご質問やご指

摘を頂いてまいりました。それに対し私たちの説明としては、何もしなければ消費者被害は拡大する恐れはあると思います、とお答えしてきているところでございます。何もしなければという付言がついているように、もちろん何もしないということではなく成年年齢を引下げるということで環境整備に努める姿勢でございます。では、そもそも消費者被害は拡大するのかということでございますが、みなさんご存じだとは思いますが、15ページが若者の消費生活相談の現状の資料でございます。既存の資料なのでご覧いただいたこともあるかと思いますが、こういう資料を外でも使っていいるという意味で今回もお持ち致しました。全国の消費生活センターで寄せられた消費生活相談情報を私たちの方で集約して分析致しまして各年代と若年者として定義していることが多い17歳から24歳各層の相談件数を比べたものでございます。これを見ますと、20歳代というのがかなり多いという訳では必ずしもないのですが、右側の1歳毎に並べられたものを見ますと20歳のところが突出しているというのが明らかでございます。これは被害金額ですか未成年者取消権を使った件数とかそういうことではなく、あくまで相談があった件数ということではあるのですけれども、少なくとも相談をするという状況にこれだけの人数が置かれているということです。それが成年になったことで未成年者取消権を行使されないからといって悪質業者に狙い撃ちされてしまうということもないわけではないと思いますが、やはり20歳というのが、特に日本でいえば大学生でバイトをして、使えるお金が増えるとか、一人暮らしをして自分で生活を成り立たせていく場合が増えるなど、そういった生活環境が変わることによる必然的なものであるとも思われます。若者の消費生活相談の特徴ですとか、どんな商品・サービスに対し消費生活相談が多いですかは既存の資料をお持ちしていますけれども、今お示ししたとおり成年年齢が引下がって18歳というのは、日本でいうと高校は90%台が進学していますのでほぼほぼ高校生くらいです。既に社会に出て働いている方というのは少数で、生活指導をしていただいて日々生活していく中で、18歳です、どんな契約も取り消せませんと言われてしまったときに消費者被害は拡大するのではないかでしょうか、そこまでの資質を18歳は備えているのでしょうか、ということが論点だった訳です。何もしなければ被害は拡大していきます。なので、私どもはこういうことをいきますということを説明してきた際の説明資料が6ページのお戻り頂いた資料でございます。20歳から18歳に引下げられることで取消権が行使できなくなる年齢が変わることが上の矢印で書いてあります、それに対応して消費者庁として実施する施策というのが消費者教育の充実、制度整備、消費生活相談窓口の充実・周知を3本柱としてご説明させて頂いております。制度整備というのは、社会の一員として18歳になったら生活してください、と放り出すのではなく、やはり自己責任とは言い難いような、自己責任というものが適切でない場合には、法的な保護が得られるように整備していくということでございます。民法

の改正法案が成立した同じ国会で消費者契約法の一部を改正いただきまして、若年者によく見受けられるような社会生活上の経験の不足などが原因で事業者との間の契約で弱い立場に立たされた消費者が締結してしまった契約を取り消せるだとかそういうたたかれた改正をさせていただきました。消費生活相談窓口の充実・周知というのは地域のご尽力というのが非常に大きいことですけれども、何かあったときに適切に相談できる窓口があることが重要です。先ほどの架空請求の話もそうですけれども、そういうたたかれた悪質なことをする事業者は撃退しなければいけないということはあります、一方で、そういう事業者はいる中でそれでも被害に遭わない、不安な思いはしてもそれ以上被害に遭わないためには相談窓口が充実していて、さらにそこに若年者がアクセスできるような周知活動をすることが重要であるということでございます。ここからが本日のメインテーマですが、私たちが何よりも大事ということで申し上げてきたのが、消費者教育の充実というところでございます。消費者被害が拡大するのではないかという言い方をしますと成年年齢の引下げがマイナスのように聞こえてしまうのですけれども、そういうたたかれた面もあるかと思いますが、成年年齢が引下げられると今まで制限されていた若年者の自己決定権というものを制限しない、18歳になつたら自分のことは自分で決められる、という面もございます。その一方で責任が生じてくる、だからこそ主体的に判断をしなければいけないと考えておりますので、若年者が18歳で成人になったときに主体的に判断して責任を持って行動する、それによって自分の生活を充実させて向上させていくことができる実現するためには消費者自身が自立しなければいけないということが言えると思います。消費者教育の充実とは、消費者教育推進法ができてから特にずっと言われてきたことですので、成年年齢が引下がつたから大事、という話では必ずしもないのですけれども、これを契機に一層加速していくかと思っております。国として具体的にこれをという前にそもそも消費者教育とは、というところで今の話にも通じますが8ページにいっていただくと成年年齢が引下がつたときに必要な消費者教育は何か、というのが聞かれることがよくあります。18歳になって成年になり放り出されてしまっても被害に遭わないような教育という様に言われることが多いのですが、もちろんそれは足元を固めるということで大事だとは思いますけれどもそもそも消費者庁の方で、消費者教育推進会議の委員の先生方にご協力いただいて策定したイメージマップにございます通り、消費者教育はあらゆるライフステージ毎にあった教育を受けて自分の力を少しずつブラッシュアップしていくものでございますので、高校生の時に何かをすればそれでいいとかそういう訳ではございませんが、少なくとも18歳で成人になるのであれば大人になるということのために消費者教育はそこまでにしないといけないと考えております。今であれば特に成人期の若者というところに書いてあるように、例えば契約のところであれば内容・ルールを確認して自分で契約をする習慣をつけようという

のがあります、こういった力を 18 歳の時点で身に着けなければいけないだろうと思いますし、それだけの機会が 18 歳になるまでに設けられることが必要だと考えております。ここから、国では何をどのように進めていくのかということでございますけれども、資料を変えまして資料 3-3 をご覧いただけますでしょうか。昨年の 3 月、いよいよ成年年齢の引下げのための法案が国会に提出されるというところで、前回の審議会でもお示しいただいたと先ほどお伺いした基本方針の別紙の重点事項の所で若年者への消費者教育を喫緊の課題であるというのは示したところですけれども、それを更に具体的に推進していくために関係省庁で連携をして決定したアクションプログラムがこの資料 3-3 でございます。消費者庁としては、消費者教育はとても大事だとこれまで取り組んできたところでございますし、地域の皆様にもご尽力いただいたのですけれども国のレベルで、学校教育という場を充実させるのであれば文部科学省のご協力が必要ですし、消費者教育と金融経済教育というのはかなり重なりあうところがあり、身につけなければいけない力は何かというところが共通するところでございますので、金融庁のご協力も得ながら、また法教育を担当している法務省という立場も入っていただき、決定いたしました。このアクションプログラムに盛り込まれた施策をかなり強力に推進しまして、これだけで十分ということはないかと思いますが、まずはこれを重点課題として推進していきます、というのがこのアクションプログラムとなっております。消費者教育を充実させるために必要なのが消費者教育をする場所があること、その場所で消費者教育を実施してくださる方がいらっしゃること、消費者教育で身につけなければいけない力だとか何を教えなければいけないかということが皆さんとの共通認識となること、の 3 つが我々大事だと考えております。若年者に成年になる前に消費者教育の機会を与えるということで、場所を設けるとなりますと高校進学率が 90% を超えるという状況では、高等学校での教育を充実させていくことが、そこだけ任せになるということではないですがやはり効果的でありますし、決して見逃せないところではございます。そのため、学校教育をしっかりとというところはとても国會議員の先生からも御指摘いただいたところではありますが、文部科学省だけでなく、私たち消費者庁としても、学校教育ではすでに学習指導要領に消費者教育の内容が入って充実した授業をしてくださっているという認識をしております。ただ 18 歳というまだ高校に身を置く段階で成年になるお子さんたちがでてくるということを考えると、より実践的に 18 歳から 20 歳の間に積めた社会経験と同じようなことが学校教育の場で積めることが最善であると思っております。ということで、私たちとしては、実践的な消費者教育を実践する、という、実践的な、というワードを使って、ご説明をさせていただいております。学習指導要領に記載をされていて各先生方かなり熱心にやってくださってはいるのですけれども、現在の消費生活の状況ですか架空請求もそうですし SDGs などもそうですけれど

も日々変わりゆく消費生活というものを先生方に情報として提供させていただいて、その上で先生方の指導力により高等学校の生徒たちに実践的な授業を届けていくということを、消費者庁と文部科学省が強力に推進していきたいということでございます。具体的には資料でお配りしました資料3-4社会の扉で、文部科学省と協力致しまして、消費者庁が作成した教材でございますが、これが100%100点の教材という訳ではないですし、各先生方かなり工夫して授業してくださっているところでございますけれども、まずはこれを取っ掛かりにしていただきたい。もちろんこれより良い教材があるということであればそれをお使いいただくので構いませんが、実践的な消費者教育とはなんだろう、どういう風に双方向で生徒と授業をした方がいいだろうかと、そういうことに悩まれる先生方にまずはこれを見て頂きたいということで進めております。これを配って終わりということではなく、成年年齢引下げというのは本当に重要な課題ですので47都道府県すべてに消費者庁の方から出向いていきました、この半年の間に教育委員会、教育庁の方、消費者行政部局の方の3者で面会をさせていただきました。今日私がさせていただいているように成年年齢引下げに向けた消費者教育の重要性と現在都道府県でどのような取り組みがなされているのか、消費者庁からどのような支援が必要でどのような支援をすると前に進んでいくかと、そういう将来に向けたお話しを進めているところであります。学校教育というのをかなり充実させたいというのは、もちろんそうすけれどもそれだけではなく、地域における消費者教育を充実させていくということもやはり大事だということを13ページ14ページに記載させて頂きました。話がもとに戻ってしまいますが、消費者教育は幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行うべきということがやはり本筋でございますので高等学校の時だけ充実すればよいという訳ではなく、例えば今年生まれたお子さんが18歳で成人になって社会で一人前として生活していくだけの力を持つために幼児期から消費者教育の機会が提供されて消費生活環境が変わっていく中でも高齢期まで安心して安全に消費生活を送っていただけるように各段階において消費者教育の機会が与えられることがやはり一番大事に思っております。そうしますと学校教育というような、まとめて効果的に消費者教育をするというような場がないような層に対しても消費者教育の機会が提供されることが重要でございますが、それはなかなか容易ではないということは皆さんよくご存じであると思います。そのような中でそれでも全ての消費者に対し、消費者教育を受ける機会が提供されるということのためには地域の特性に応じて地域で活躍されている方のご協力をいただいて、あるときは新たな消費者教育の場を作り出すということもあるでしょうし、あるときは既にある場を活用して消費者教育をするということもあるだろうとは思いますが、様々な機会を捉えて消費者教育を実施することが必要という風に思っております。それが実現するための結節点としてこういった消費者教育推進地域協議会という場を設

けて頂いて、顔の見える関係で何を協力し進めていけるのか議論をする中で、何をするときは誰が活躍するのか、場の提供はできるけれども担い手は誰かにお願いしたいだとか、そういう建設的な将来に向けた顔の見える関係を築く協議会ということになっていけばいいな、と全国の協議会について私ども思っておりまして、そのために何を私どもすればよいのかというところもご意見を頂戴できればと思っております。SDGsについて先ほどお話しましたけれども、その中でゴール17ではパートナーシップということがフォーカスされています。消費者というのが様々な主体の一つにSDGsでもカウントされていてそれぞれが役割を認識して連携協働していくということは国際目標の中にも入っておりますが消費者政策の根本でもあると思っております。なので、今日こういった場で私のお話をさせていただく機会をもらったということ自体がまず貴重ですし今後に向けてこんなことがあればいいだとか、他の地域ではどんなことをやっているのかなどについての情報提供をした方がいいだとか、そういうご意見も含めて頂ければと思っております。簡単ではありますが、私からの説明は以上であります。

- (渡辺会長) 久保様ありがとうございました。それではただいまの情報提供を受けて意見交換等行いたいと思いますが、先立ちまして仙台市における状況についてお話をいただきます。よろしくお願ひ致します。
- (センター) 本市の「成年年齢引下げに向けた消費者教育の取り組みについて」ご説明いたします。資料4でございます。始めに高校生向けリーフレットの作成・配付でございます。これまで、高校生向けに配付しておりましたリーフレットは、コンパクトサイズでしたので、悪質商法の事例等限られた紙面でしたが、サイズ等も変更し、契約の知識や成年年齢の引下げ、クレジットについて等掲載しました。宮城県では県内全域の高校生に向けて冊子を配付しておりますが、配付時期は学校側にお任せしているということで、どの学年で配られているかは様々ということでした。本市では今年度は卒業前に改めて消費生活について意識を高めてほしいと考え、仙台市内の県立・私立・仙台市立のすべての高校3年生に冬休み前に配付しました。今後は引下げを見据えて配付時期を検討する予定です。次に、高等学校の授業における消費者教育教材「社会への扉」の活用の推進でございます。アクションプログラムでは、2020年度までの3年間で「すべての都道府県の全高校での授業の実施」が目標に掲げられております。宮城県では、県が県立高校と私立高校を担当いたしまして、仙台市立高校は当センターが市の教育委員会を通じて8月に各学校へ実施の検討を依頼いたしました。年央での依頼でしたが、6校中3校から実施したいと回答をいただき、すでに必要部数が消費者庁より学校へ送付されており、今年度末には実施報告をもらう予定となっています。宮城県の状況は、仙台市立・特別支援学校・国立を除く91校中14校が実施となっています。また、来年度以降の意向調査も行っており仙台市分は5校、宮城県では45校が実施される予定

でございます。続きまして、消費者教育出前講座の開催を増やす取り組みでございます。小・中・高等学校へは年度当初の教員向けリーフレットの配付時に、大学・専門学校へは啓発ポスターや資料の送付時、大学学生課等と市民局部署と「安全安心に関する意見交換会」等、機会をとらえて利用案内の周知を行い、活用をお願いしています。実施にあたっては、対象者を児童・生徒だけでなく、PTA行事や教員研修等幅広く対応する他、今年度は講座形式だけでなくゲストティーチャーとして授業を行う教員の支援を行うなど、先生方のご意見をいただきながら、より教育現場で活用いただけるよう工夫をしてまいりました。このような取り組みや開催増加に伴う課題等について宮城県と情報共有、意見交換を行いまして、今後も調整・連携をすることとしております。最後に消費者教育連絡会議の開催についてでございます。教育委員会や教員の学校関係者の方々とセンターで行っている消費者教育支援事業や配付教材の活用等について意見交換や情報共有を図っております。この会議の中でも、成年年齢の引下げを見据えた消費者教育について話し合われております。本市の取り組みについては以上です。

(渡辺会長) ありがとうございました。それでは、ただいま情報提供をいただきましたので、それに基づきまして各委員の方々から1人ずつ短時間ではありますがご意見をいただき、その後、自由な形で議論を進めたいと思います。事務局から先ほどご説明がございました通り、喫緊の重要課題でありますし仙台市では消費生活基本計画がございますけれども、成年年齢の引下げでこれを変更するとかそういう訳ではないですが、今後運用していく上でこういうことに重点を置かなければいけないのではないか、などといったことが出てくるだろうと思いますのでそういったことも含めて意見交換をできればと思っております。それでは1人ずつということで加藤委員よろしいでしょうか。1人だいたい2分くらいを目途にお願いできればと思いますのでよろしくお願ひ致します。

(加藤委員) お手元にありますA4、2枚の資料を事前に出させて頂きました。私が所属しております宮城県生協連が事務局になっております「消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ」という宮城県内の消費者団体7つで構成しております団体で、成年年齢について民法改正になる前に仙台弁護士会の千葉弁護士のご協力を得て、成年年齢引下げということがどういうことかという学習会を行った資料と、2枚目が宮城県と仙台弁護士会と消費者市民ネットとうほくの3団体で主催しましたもので、こちらも成年年齢引下げに関するセミナーで報告という形になっております。今、消費者庁の久保様からお話ありました教育現場での若者への消費者教育というお話なのですが、学校現場では文科省との連携を取られているというお話をしたが、仙台市でも、前回までは小学校の校長先生とか、宮城県の消費生活審議会では高校の校長がでられて、教育現場での話を聞いていますと、教育現場で消費者教育を取り入れるということは非常に難しいということを

何度もお聞きします。そこで、「社会への扉」という素晴らしい教材があるのですが、まずこれを教える教員がこの内容をよく熟知できるのかということが疑問です。先生がその消費者問題に興味関心が無ければ、内容を見させていただきましたが、そもそも分からぬ人に伝えるというスタンスに私はなっていないように感じました。分からぬ人たちに伝える前にもっと平易な分かりやすい言葉にしないと伝わらないのではないかという感想を持ちました。こういった教材を学校に配布しているようですが、受け止めた生徒が、これを見てどのように思ったのかということをフィードバックしない限りちゃんと理解されたかどうか検証できないと思いますので、ぜひともこれからは、そのようなことを行っていただきて、より若者に伝わって、教師の負担がないような教材ということで、ただ配布で終わるのではなく、きちんと認知していただけるような形にしていただければと思います。学校現場では消費者教育を行うことが難しいだろうと千葉弁護士からもお話しがありましたし、2枚目の基調講演では、河上先生という消費者委員会委員長を長年やられておりました方からの講演があり、河上先生のお話からも教育現場だけで落とし込むのは非常に難しいと話していました。やはり、教育現場、家庭内、あとは、消費生活センターは多くの教材があるので若者にはこの教材がいいという形で、是非とも私は消費生活センターがもっと積極的に学校現場と連携をとっていただきたいと思います。あとは、河上先生、千葉弁護士が話していましたが、ただ18歳間近になつたから行うのではなくて早い段階から消費者教育を行わない限り、なかなか進まないのではないかということで、私もその通りだと思います。あと教育現場の方たちをわざわざ集めてお話しをするというのも重要だと思うのですが、宮城県の企画でしたがPTA役員等が集まつた研修会に200人近くが集まつているので、こういったところとも連携を取つて少し説明をするとか、そういうことができれば啓発が進むのではと思つますので、これから計画にはそのようなことも入れて頂ければと思います。

(鎌田委員) 弁護士の鎌田です。成年年齢引下げについては先ほど消費者庁の方からお話をあったとおり、消費者被害の拡大が予想されるということで弁護士会も慎重な意見を持っておりましたが、引下げが決まりましたので、対策を取らなくてはいけないということになると思います。消費者教育というのが非常に大事だろうとは思つておりまして、今日拝見していろいろなことに取り組んでいただいているということが分かり、それはそれでよいと思うのですが、要望としましては、若い人たちにより伝えるために、できれば分かりやすい動画を消費者庁や仙台市に作つていただければと思います。例えば学校で流行りそうなマルチ商法のようなもので、お友達の間でこういう分かりやすい動画があるよ、とどんどんクラス中に広がっていくようなものがあるといいと思います。それを単にDVDとして棚においておくだけではもったいないので、是非、YouTubeやSNSで積極的に配信して、学校を通さないでダイレクトに子供達に伝わる工夫があるといい

と思います。悪徳業者はどんどんダイレクトにアクセスしているので、消費者庁や仙台市も負けずにダイレクトに伝える取り組みをして頂けるといいなと思います。もう1つ、成年年齢引下げに伴う消費者教育の拡大というのは、特に消費者関係の方々は危惧していますが、学校サイドはどの程度認識されているのか心配しております、いろんな所で話していると成年年齢引下げということはニュースで知っているけど、消費者被害の拡大というところについてあまり思い立っていないのではないか感じています。学校においても家庭科や社会科の先生などの分野の方は分かっていても、そうでない方は分かっていなかつたりするような気がするので、管理職の方々にもこの成年年齢引下げによる消費者被害が拡大することで、学校の中でクラスの大半が引っかかってしまって取消しができないような大変なことになり、受験どころでなくなる危険性があるということなど、具体的な可能性を情報提供するとか、まだ先ではあるが対策を少しずつ議論するきっかけを与えていった方がよいのではないかと思います。いくら消費者教育をやっても完全に防ぐのは難しいと私は思いますので、なるべく早く被害を見つけ、被害を深刻化させないことが必要で、そういうことを今の内から学校現場に伝えていくことが必要と考えます。

(佐藤委員) 福祉大学教育学部の佐藤と申します。ただいまの加藤委員、鎌田委員の話を聞いて、私は中学校現場で家庭科の教員として長く務め、その後、教育行政として教育センター、市役所、教育委員会の方にも長く務め、その後に小学校、中学校の校長として勤めていた立場から非常に重く消費者教育の学校現場における重要性を感じてきました。現在、私は大学の方で教員を目指す学生たちの教員養成に関わる指導法等に関わっております。実際に現場にいたときは消費者教育を取り入れていく難しさを感じていたところですが、2020年に小学校の学習指導要領が新しくなります。その中で、今まで家庭科としてあったA B C Dという4つの内容、家族と家庭生活、食に関する事、衣服と住まい、消費生活と環境という4つの柱が3つに集約されて、家庭科から衣食住がすごく少なくなり、逆に家族と家庭生活がA、Bが衣食住と生活、Cとして消費生活と環境という構成になります。それに伴って小学校の5年生6年生が2年間で115時間勉強するわけですが消費者教育に充てられる時間も3本になったことで増えてくると思います。私も、今、学生さん相手に授業をしているところで、昨日も最終的な消費者教育の指導案発表会をやったところだったのですが、受けている学生さんが大学2年生で、彼らはちょうど震災の時に小学校6年生でした。ですので、震災後のいろいろな経験も経てきて消費者教育とどう向き合うのかと思い、最初に概要を説明しながら授業をしたときに私がすごく感じたのは、学生が授業後の感想にお金の使い方を小学生のうちから教えるのはすごく大切だという感想が非常に多く返ってきたということです。消費生活と環境の題材では消費者教育に関わる部分で学生達に指導案を考えさせました。ある意味フリーな形で、自分で題材を工夫しなさいとしたら、

私もびっくりしたのですが、予想以上に多様な指導案が出てきました。例えば、お金の使い方についても物を買った日がいつで、それを廃棄した日がいつか、のようなことで、子供たちの筆箱の中身を見るといろんなものが買ってあって、その中身の差も感じるところなのですけれどもそういったところで質とか量とか、それに対して使った日数とかいろんな観点が出てきていて、学習指導要領にはないようなこともあります、学生なりに物を大切に使おう、お金を大切に使おうという観点が出てきていると思いました。1冊110円のノートと5冊525円のノートどちらを買うかグループで話し合ってそれはどうしてなのか、またクラスでお買い物憲法を作ろう、第何条にして、買い物をするときにどういうことに気を付けた方がいいのかということを学生の中からでてきたというのは、私は非常に新鮮に感じました。同時に私はこれから育っていく学生の育成に責任を感じた次第です。2人の委員の話を聞いて、私たちが義務教育の中でできる消費者教育と、それから生涯に向けてやっていかなければいけない消費者教育があると考えたときに鎌田委員が言っていたようなSNSでの発信などに、学生がどうやって消費者教育を捉え、行っていくのかと思って話を聞いていました。また、大学に戻って考えたいと思います。

(佐藤委員) 仙台市商工会議所会員の佐藤広行でございます。私はお店を経営しておりますペットショップさまんというペット業をさせていただいておりますが、今一番気になっていることは先日話題になったPayPayなどでキャッシュレス化が急速に始まっていることです。本来は現金の中で使える金額を決めていたのが、キャッシュレス化により奥に入ってしまって、いつの間にか借金地獄に陥るというのが非常に怖いと感じています。年齢的に上がっている人たちは現金のことがよく分かっているので、ある程度怖さは分かっていると思いますが、若い子達はそれが全く分からまま買い物をしてしまうということで、勉強を教えていくにあたって、本来であれば家族において現金の中で使いましょうという話になりますが、例えば起業家というのは銀行からお金を借り入れして企業を大きくしていくというのが目的になりますので、起業をしていくにはどういうやり方をしていくといいのかという教育もしていくことによって、キャッシュレス化に対する自分の危険性をもっと感じてもらうことができるのではないかと思います。物価が上がっていくというのがどういうことなのか、消費税が上がっていくということが一体どういうことなのか、そういうことも含めて、例えば学校の方で起業家の方をお呼びして学校の中で話をしてもらって、どうして起業家になるのか、起業家ってこういうところが難しいとか、個人破産ってなんで起きるのかとか倒産はどうして起きるのかとかを、もう少ししつかり見据えて、お金の本来の姿をちゃんと教えてあげることで、自分の誤った買い物の仕方とか使い道の間違いにいち早く気付くことができるだろうと思います。また、やっぱり騙されないためには周りの人聞くというのが人間として一番大切なところで、そういうところから消費生活セン

ターとかに入っていくということで防御できるということになっているので、実は友達がちゃんといるってことが、自分が騙されない一番大切なことなのだというようなことも教えていければと感じています。

(中島委員) 連絡協議会の中島です。高齢者の部門の立場というところでなんですが、ちょっとそこは置いといて、感想というところで述べさせていただきます。成年年齢の引下げに伴い、いろんな問題が考えられてきていると思うのですけど、そもそも今18歳の方々はこれを聞いてどのような不安を持っているのかという、その声を反映させていかなければいけないと思います。周りで支援者がこういうことが想定されるだろうなど、いろいろ考えていますけど、実際違うことを不安に思っているのか、そこらへんが見えていないので、事実確認を求めていったほうがいいと思います。あと高校生になってから教育を集中的にやるというよりは、先ほどあったSDGsの話のように全ての人に対して、ということになると、多くの人が高校に通っているかもしれないですけど通っていない方もいるわけで、その方への教育はしなくていいのかと言われるとそうではないので、先ほども委員の方々がおっしゃっていたように小学校のうちから何ができるのかについて検討し、先ほど細かいプランニングがあったかと思いますが、あれが実現されればずいぶん充実した教育が実現していくのかなと思っておりました。あと想定されるのが、どうしても金銭的なトラブルが多くなってくるので、そこは学校教育では限界があるのでいかにその方が住んでいる家庭内もしくは地域でそういう環境を作っていくことができるのかというところです。保護者と18歳の方との関わりとか、契約は自分でできたとしても保護者にそれを相談できるかできないか、などいろんな環境があるかと思うのでそういう家庭面での環境も一つ大事なところです。周りが色々あってもその家庭内で全く関心がないということになっていればそれはそれでトラブルに巻き込まれてしまうかと思うので、家庭というところを意識していろいろやっていかなければいけないのかな、と思いました。学校任せとかそういうことではなく、取り巻く環境である18歳に携わっている方々全員で見守っていく姿勢が大事になってきているのかなというふうに感じおりました。

(高山委員) マリズファームの高山真里子と申します。中島さんの意見を聞いてもつともだと思っておりました。現在19歳の子供が、去年だったら被害があって来年だったら被害がなくなるかというと、全く関係ないと考えます。そもそも問題で小さい頃から育った家庭環境の中で消費する価値観・金銭への価値観が育っていくものだと思うので、急に消費者教育を始めるというよりは、親世代や家庭環境、PTA、周りの住民の方々と一緒にになっての教育で初めて解決していくのではと実感しています。また、社会への扉を高校3年生でもらったとしても受験もあるし、ほとんど紙でもらったものは見ないのが今の状況なので、先ほど話がありましたSNSやインスタグラムなどの媒体の方が見ることが多いと思います。私は農家なのですが、

農家で18歳で高校を卒業して農業を継ぐという人もけっこういます。いつまでも親の許可を得て何かをするというよりはどちらかというと、独立して自分は親と違って新しいことに挑戦するという方向に考えると18歳に下がるということが悪いことのような言い方をされるけど、一人の人間として仕事をしていくという意味では、責任があって社会に認められるという点でよい面もたくさんあると思うので、一概に負の面だけを見ないで大学で起業できるなどもう少し良い面を増やしていければと思っております。

(高橋委員) 一般公募の高橋玲子と申します。皆様のお話しをお伺いして、18歳19歳の方たちだけに対してだけでなく、社会全体に対してこの問題について問われている時を迎えていると見えています。いろいろな視点からのご指摘に納得しています。例えばDVの被害者に対して仙台市のあらゆる公共施設や女性が立ち寄る場所にこういうところに相談してくださいというメッセージが書かれたカードなどがありますが、今回の18歳の問題についても若い人たちが立ち寄る所にそういう工夫があればいいな、と思っておりましたが、今、若い人々は紙媒体ではなかなかアクセスしないと伺ってそれもそうか、と思いました。どういう形でこの問題に向き合うかということについて当事者たちが発信できるような場があれば良いなと思い、若い人々がこの問題について話し合ってこういう形で解決していくのだ、というようなところを常に当事者たちが伝えたり、話したりできる方法はないかな、と思います。

(高橋委員) ネットとうほくの高橋です。成年年齢が引下がるということで、相談現場を思い出していました。未成年者取消というのがありますと、この未成年者取消は、相談現場において非常に使い勝手が良い法律です。成年年齢が18歳に引下げられるということになりますと取消権が使えないとなったときに相談現場で苦情などが入った際にどのような対応をするのかな、と不安に思いました。消費者契約法が改正になってますが特商法などに関してはまだまだなので、そういうところも追って改正になっていけばよいのかと思っております。成年年齢の引下げにおいて消費者教育が大事だというのは、私どもの団体も皆様と同じ考え方でございます。今現在の消費者被害というところでは、例えば消費者被害防止の出前講座を依頼されても、そこには団体に合わせた被害の事案や事例を持ってお話をさせていただくのですが、今回の成年年齢引下げの話は他の委員の話にもありましたように、みなさんで見守っていかないと対応できないのではと思っております。ということは、今まで高齢者の見守りというのがありましたと、成年になったばかりの方への見守りも地域で行っていくことが大事だと思っております。出前講座を行った際にも、依頼のあった内容だけでなく成年年齢引下げにより成年になったばかりの方々の情報も持つていただき、地域や家族で見守っていただかということが大事ではと思います。消費者被害が、先ほど消費者庁の方からの話では防止はされているとのことですが、法の隙間をついて悪質なことをやってくるのが悪質業者であり、消費者被害も予想

されると思いますので、センターだけでなく周りの、例えば私たち審議会のメンバーもおりますので、みなさんが一緒になって被害防止にもっていければよいのかなと思っております。消費者の目線というところで消費者団体の育成も含めて施策や予算の措置を今後継続的に行っていただければと思います。

(渡辺会長) ありがとうございました。皆様の視点から貴重な意見を頂くことができたと思います。私からも感想を述べさせていただければと思います。皆様方からの意見それぞれもっともで今後の消費者行政に活かしていくかなければいけないこと、すぐにでも活かせること、検討していくことなど様々だと思っております。成年年齢の引下げとは違うことで最近考えていることを一つ話すと、直接引下げとは関係ないのですが、若年者に特有の消費者トラブルというのがありまして、引下げ問題だけでなく、若年者にありがちなトラブルというものを叩いていくということを考えないといけないと思います。最近見聞しているものとしてネット絡みが多いです。具体例を挙げますと、小学校5、6年生から中学校1年生くらいですが、ゲーム機を買ってもらって若年者に訴求力があるゲームソフトを買いたくてしょうがないときに、今は子供でもパソコンでインターネットのページを開いてゲームソフトの販売会社のウェブサイトにアクセスし買ってしまうことができます。だいたいこの場合、年齢確認の画面がついていますが、ただ、「あなたは成年ですか」に「はい」と入れたり、嘘の生年月日を入れたりというのが子供でもできるということ、また決済がクレジットカードになっているときには親のクレジットカード番号などを何かの機会に察知して、どんどん買ってしまうことができます。そして請求がくると十数万になっているという場合があり、これは消費生活センターにも相談がきている例だと思います。これは小学校5、6年生、中学生で頻発している例だと聞いております。ですから、佐藤委員が仰っていたお金の使い方を小学生の内から教えるということは、現金だけでなくクレジットやキャッシュレス等も含めて若年者の内から教えていくというのが、引下げとは関係ないのですが、若年者のトラブルを減らす一つの手段ではないかと思います。それとの関係では家庭教育についてですが、小学校5、6年生だと家庭教育が功を奏する時期だと思います。もう少し大きくなると家庭教育から学校教育や地域社会教育という形になります。やはり長い目で見ると家庭教育というものが重要になってくると思いますが、法律はなかなか家庭の中に入りにくいので、こういう家庭教育をやってくださいとは、言いづらいところではあるのですが、消費者教育のイメージマップがございましたように、一般的な成年期のあるべき姿として一人の自立した消費者市民社会における市民として子供の教育を消費者教育も含めてきちんとすることができる、というのが非常に大きなポイントを占めると思います。

(消費者庁久保様) ご意見頂戴しましたので一言だけお話しさせて頂きます。恐らく厳しい意見という認識でお話しいただいた委員もいらっしゃったかと思うのです

が思いは我々も共通でして、逆に心強く感じました。家庭環境が重要だろうということや地域などのいろいろな中で小さい頃から消費者教育を受けて、ということで消費者教育というと、一見大層なことに思いますが、いろんな機会を捉えて様々な力を身に着けていくことがやはり重要なのだなと認識致しました。佐藤委員からお話ししがあった件でいいますと、大学生は今後教員になって担い手になるための教育を教職課程で受けられていると思うのですけど、反面学生さんたちは自身が消費者として生きていくための力を、指導案をつくることで身につけられたかと思いますし、そういう先生がプロフェッショナルとして学校教育現場で活躍していくことを、外部人材の消費者行政の専門家の方に補助していただくということは大事なことだと思います。また、去年夏休みにある県の金融広報委員会が主催したお小遣い使い方講座という小学生向けの講座を拝見しにいったのですが、必要な物を買って、欲しいものも適度に手に入れてゲームを終えることができるかというイベントですので、本来的にはお子さんにそういった考え方を身に付けていただき、お子さん向けの消費者教育のイベントではあります。ただ、実は、そこにいた保護者の方自身が消費者教育を受ける機会としても意義のあるイベントで、また、保護者の方に、「ご家庭でお子さんにはこういうふうに教えていってください」ということを伝えられるという機会でもあったなとも思っております。こういう一面的ではない教育を行うためには、各委員のような皆様のお力も必要ですし、私どもも強く発信していかなければならず、教材を配って終わりではなく何をしたらよいか考え、それをフィードバックして全国に広めていければよいなと思いました。本日は本当にありがとうございました。

(渡辺会長) 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。久保様お忙しいところありがとうございました。それでは、本議題を終了とさせていただき、その他、何か委員の皆様からありますでしょうか。

(鎌田委員) お手元に黄色のA4で2枚、訪問販売お断りステッカーとしてお配りしております。まだ出来上がった訳ではないのですが、今仙台弁護士会の方でこのステッカーを弁護士会として作るということになっていて1月中には出来上がるということになっております。このステッカーだけでなくリーフレットも配布できればと思っております。仙台市でも既にステッカーはあるかと思いますので、仙台市とも協力させて頂きながら一緒に配布させて頂ければと思いますし、今日中島さんもいらっしゃいますので地域包括支援センターなどとも連携させていただいて、どういう形で配るべきかいろいろと教えていただければと思っております。

(渡辺会長) ありがとうございます。ネットとうほくからも資料ございますけれども机上配布ということでご参考にしていただければと思います。それでは他によろしいでしょうか。加藤委員お願い致します。

(加藤委員) ネットとうほくからの資料についてですが、先ほどの情報提供者の久保様の資料3-1の18ページに、若年者の消費生活相談の状況がありまして、

その中に 18 歳から 22 歳の内で賃貸アパートに関する相談が上位を占めています。ですので、この資料のタイトルを見ると賃貸借トラブルなので是非ともネットとうほくには、若い人を取り込めるような工夫をしていただければと思います。

(渡辺会長) ありがとうございます。他にございませんようでしたら事務局にお返しいたします。

平成 31 年 3 月 6 日

仙台市消費生活審議会会長

会議録署名委員

渡辺達徳
鎌田 健司

